

## 船舶事故調査報告書

平成24年3月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年12月10日 05時50分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市宮崎港南東方沖の <small>おど</small> 小戸ノ瀬 宮崎市所在の戸崎鼻灯台から真方位088° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯31° 47.2′ 東経131° 33.7′）
事故調査の経過	平成22年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	貨物船 第二十八かねと丸、499トン 船舶番号、船舶所有者等 135411、津久見海運株式会社 L×B×D、船質 65.00m×13.00m×6.50m、鋼 機関、出力、進水等 ディーゼル機関、1,176kW、平成9年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年5月28日 免状交付年月日 平成18年6月13日 免状有効期間満了日 平成23年6月13日 二等航海士 男性 52歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和58年9月22日 免状交付年月日 平成19年4月3日 免状有効期間満了日 平成24年6月10日
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口及び凹損
事故の経過	本船は、船長及び二等航海士ほか3人が乗り組み、石灰石約1,550tを積載し、船体中央約4.2mの喫水をもって宮崎県日南市油津港に向け、約200°（真方位、以下同じ。）の針路及び約10ノットの速力で自動操舵により日向灘を航行した。 本船は、平成22年12月10日04時00分ごろ二等航海士が単独の船橋当直に就き、宮崎港北東方沖において針路を約210°とし、同じ速力で自動操舵により航行中、05時50分ごろ小戸ノ瀬の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げてそのまま乗り切った。 船長は、自室で就寝中、衝撃を感じて目覚め、昇橋して本件暗岩に乗り揚げたことを知り、06時00分ごろ本船が右舷側に傾斜を始めたことから、積荷及びバラストを調整して傾斜を修正した上、海上保安部に通報

	し、宮崎港に入港した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約90cm</p> <p>日出時刻：07時02分ごろ</p>	
その他の事項	<p>本船は、頻繁に日向灘を航行しており、二等航海士は、本件暗岩の存在を知っていた。</p> <p>船長は、海図にコースラインを記入していた。</p> <p>海図W1220（足摺岬至宮崎港）によれば、本件暗岩は、戸崎鼻東方沖3.8M付近にある航行に危険な暗岩であり、本件暗岩の付近には、4.3m及び4.5mの水深の記載がある。</p> <p>船長が昇橋したとき、GPSプロッターは小縮尺の表示となっていた。</p> <p>本船のGPSプロッターには、本件暗岩は表示されていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、宮崎港南東方沖を南南西進中、二等航海士が、変針した際、本件暗岩に向首する針路となっていることに気付かなかったことから、本件暗岩に乗り揚げた可能性があると考えられるが、二等航海士から十分な情報が得られなかったため、乗揚に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、宮崎港南東方沖を南南西進中、二等航海士が、変針した際、本件暗岩に向首する針路となっていることに気付かなかったため、本件暗岩に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗岩等の障害物は、陸岸付近のみならず、沖に孤立して存在する場合もあることから、変針する際には、海図等により船位の確認を行い、変針後の針路が安全であることを確認すること。</li> </ul>	